

<p>第 105 号</p>	<p><i>Super Highway</i></p> <p>J R 東労組バス関東本部</p>	
<p>発行日 2024. 2.27</p>		<p>J R 東労組ホームページ</p>

バス関申第 1 号に対する回答②

6 会社ホームページから各種施策等の変更点を初めて認識する組合員・社員が多いことから、各種施策等が変更される場合は、職場において事前に丁寧な説明を行うこと。

回答) 各種営業施策等については、あらかじめ通達及び事務連絡を発着したうえで、自社ホームページに掲載してお客さまへの周知を図っている。各勤務箇所にて掲出するタイミングや、社員の休日の配置などで認識が遅くなることも考えられるが、今後も可能な限り早く社員には周知していく考えである。

7 バスタ大宮構想に関する会社の認識を明らかにし、情報を共有すること。

回答) さいたま市大宮区周辺は、新幹線をはじめとした各鉄道路線が乗り入れする埼玉県最大の交通結節点ではあるが、当社にとっての立地的条件等から勘案し、現時点では積極的に参入する考えはない。

8 社員代表者選挙法を統一して定め、当該各支店において平等な選挙法で行うこと。

回答) 過半数代表者の選出にあたっては、従前より関係法令に基づき通達を発言し、適切に取扱っている。

9 高速線用ハイデッカーには経年 15 年・走行 180 万キロを超えた車両もあり、経年劣化が激しいことから新車導入をすすめること。

回答) 営業施策面として発売席数などの問題もあるが、引き続き経営状況や車両状況等を精査しながら、車両の新規導入を実施していく考えである。



J R バス関東で働く仲間を一つに!